

**企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」**

企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（改正 2019 年 7 月 4 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準適用指針第 19 号</b>  <b>金融商品の時価等の開示に関する適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2008 年（平成 20 年）3 月 10 日            改正 2011 年（平成 23 年）3 月 25 日            改正 2019 年 7 月 4 日  <u>最終改正 2020 年 3 月 31 日</u>            企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第 19 号</b>  <b>金融商品の時価等の開示に関する適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2008 年（平成 20 年）3 月 10 日            改正 2011 年（平成 23 年）3 月 25 日  <u>最終改正 2019 年 7 月 4 日</u>            企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b></p> <p>4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b></p> <p>4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。</p> <p>なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。</p> <p><u>また、貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。</u></p> <p><u>加えて、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。</u></p>	<p>(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。</p> <p>なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記ことができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。</p> <p>また、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p>	<p>なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><u>7-6. 2020年改正の本適用指針(以下「2020年改正適用指針」という。)第4項(1)また書きの定めについての適用時期は、2020年改正適用指針と同時に改正された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>(新 設)</p>
<p><u>7-7. 2020年改正適用指針の適用初年度において、収益認識会計基準を初めて適用することにより生じる新たな表示方法に従った比較情報の組替えは要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>議 決</b></p> <p><u>8-4. 2020年改正適用指針は、第428回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b> (時価の注記)</p> <p>20-2. 2018年に公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」において「契約資産は、金銭債権として取り扱う」としていた定めは、2020年改正適用指針と同時に改正された収益認識会計基準において削除している。したがって、契約資産について第4項における時価等に関する事項の注記は不要であると考えられる。</p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の時価等に関する事項</b> (時価の注記)</p> <p>(新 設)</p>
<p>20-3. <u>収益認識会計基準第79項においては、契約資産を適切な科目をもって貸借対照表に表示するとされている。一方で、貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示しないことも認められている。契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と貸借対照表において区分して表示していない場合、これまで我が国で行われてきた実務等を考慮し、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することとした。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げるものではない（第4項(1)参照）。</p>	
<p><b>金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</b>  <b>（時価の算定に用いた評価技法及びインプットに関する注記）</b></p> <p>39-9. 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更する場合は、会計上の見積りの変更（企業会計基準第24号「<u>会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u>」（以下「企業会計基準第24号」という。）第4項(7)）として処理する。ただし、この場合であっても、企業会計基準第24号第18項の注記は不要であり（時価算定会計基準第10項）、本適用指針に従い、変更の旨及び変更の理由のみについて注記する（第5-2項(3)②参照）。</p>	<p><b>金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</b>  <b>（時価の算定に用いた評価技法及びインプットに関する注記）</b></p> <p>39-9. 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更する場合は、会計上の見積りの変更（企業会計基準第24号「<u>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u>」（以下「企業会計基準第24号」という。）第4項(7)）として処理する。ただし、この場合であっても、企業会計基準第24号第18項の注記は不要であり（時価算定会計基準第10項）、本適用指針に従い、変更の旨及び変更の理由のみについて注記する（第5-2項(3)②参照）。</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>44. <u>収益認識会計基準第89-2項及び第89-4項は、収益認識会計基準の適用初年度の前連結会計年度の連結財務諸表及び四半期（又は中間）連結財務諸表並びに適用初年度の前事業年度の個別財務諸表及び四半期（又は中間）個別財務諸表を、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができるとしている。したがって、2020年改正適用指針の適用初年度においても、収益認識会計基準を初めて適用することにより生じる新たな表示方法に従った比較情報の組替えは要しないこととした（第7-7項参照）。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前

以 上